

歳出	項目	金額 千円
1	港湾整備事業費	1,945,353
1	青森港整備事業費	1,173,282
2	八戸港整備事業費	688,628
3	むつ小川原港整備事業費	40,000
4	七里長浜港整備事業費	1,553
5	大湊港整備事業費	1,890
6	小湊港整備事業費	40,000
2	公債費	2,508,497
1	公債費	2,508,497
歳出合計		4,453,850

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾整備事業	690,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合にだけ、県財政の都又は借り年限変更、繰上償還又は償換することかできる。
地域開発事業	1,100,000			
計	1,790,000	/	/	/

平成14年度青森県証紙特別会計予算

平成14年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,192,738千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

歳入	項目	金額 千円
1	証紙管理収入	3,062,655
1	証紙取扱収入	3,062,655
2	繰入金	130,081
1	一般会計繰入金	130,081
3	繰越金	1
1	繰越金	1
4	諸収入	1
1	県預金利息	1
歳入合計		3,192,738

歳出	項目	金額 千円
1	証紙管理取扱費	3,192,738
1	証紙取扱費	3,192,738
歳出合計		3,192,738

平成14年度青森県管理特別会計予算

平成14年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,723,325千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款 項 金額  
千円

1	繰越金	3	
2	1 諸収入	2,723,322	
	2 1 管理費収入	2,723,272	
		50	
	2 2 県預金利息		
	歳入合計	2,723,325	

歳出	金	額	
1 管理費	千円	2,723,275	
2 1 公債費		50	
		50	
	歳出合計	2,723,325	

平成14年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成14年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ714,858千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金	額	
1 財産収入	千円	695,826	
2 1 財産売却収入		695,826	
		19,032	
	2 繰入金	19,032	
	1 一般会計繰入金	19,032	
歳入合計		714,858	

歳出	金	額	
1 土木海岸費	千円	695,826	
2 1 河川計画費		450,000	
		245,826	
	2 都市計画費	245,826	
	1 公債費	19,032	
	1 公債費	19,032	
歳出合計		714,858	

平成14年度青森県下水道事業特別会計予算

平成14年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,607,561千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金	額
1 分担金及び負担金	千円	2,266,537
2 1 負担金		2,266,537

2	使用料及び手数料	80,232
1	1 使用料	80,232
3	3 国庫支出補助金	2,486,900
1	1 国庫補助金	2,486,900
4	4 繰入金	606,542
1	1 一般会計繰入金	606,542
5	5 繰越金	380,194
1	1 繰越金	380,194
6	6 繰入金	380,194
1	1 諸収入	43,156
2	2 県預金収入	43,156
7	7 県債収入	1
1	1 県債	1
	歳入合計	6,607,561

1	1 下水道事業費	5,621,136
1	1 流域下水道事業費	4,015,052
2	2 下水道管理費	1,606,084
1	1 公債費	986,425
1	1 公債費	986,425
	歳出合計	6,607,561

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
平成14年度馬淵川流域下水道事業工事代金	下水道	平成15年度	231,600千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

千円  
744,000  
普通貸借又は債券発行  
9.0%以内  
政府資金の場合は、融通案件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

平成14年度青森県地下駐車場事業特別会計予算

平成14年度青森県地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,131千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)  
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項目	金額
1	1	使用料及び手数料	93,369千円
2	2	繰入金	189,715
3	3	一般会計繰入金	189,715
4	4	繰越金	1
1	1	諸収入	46
2	2	県預金収入	1
		雑収入	45
		歳入合計	283,131

歳出	款	項	金額 千円
	1	地下駐車場事業費	55,738
	1	地下駐車場運営費	55,738
	2	公債費	227,393
	1	公債費	227,393
歳出合計			283,131

平成14年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成14年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ454,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、95,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
	1	繰入金	11,289
	1	一般会計繰入金	11,289
2	繰越金		85,651

歳入	1	繰越金	85,651
	3	諸収入	349,512
	1	県預金利息	5
	2	貸付金元利収入	349,503
	3	雑収入	4
	4	県債	7,794
	1	県債	7,794
歳入合計			454,246

第2表 債務負担行為

歳出	款	項	金額 千円
	1	母子寡婦福祉資金貸付費	454,246
	1	母子寡婦福祉資金貸付費	454,246
歳出合計			454,246

第3表 地方債

事項	項目	期間	限度	金額 千円
平成14年度母子福祉資金貸付金		平成15年度から平成18年度まで		237,445
平成14年度母子福祉資金貸付金		平成15年度から平成17年度まで		18,018

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	7,794	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。	0	母子及び寡婦福祉法の融資条件による。

計 7,794 / /

平成14年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成14年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところ



4	県	債	21,320
2	業務勘定収入	金	18,000
1	繰上	金	17,995
2	繰上	金	1
3	繰上	金	4
歳入	合計		615,907

歳出	合計		615,907
1	貸付勘定	金	597,907
2	農業改良資金貸付金	千円	594,819
3	公債	金	2,058
1	業務勘定	金	1,030
2	業務勘定	金	18,000
1	取扱い	金	18,000
歳出	合計		615,907

第2表 地方債

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

農業改良資金貸付金 21,320 農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)の融資条件による。 0 農業改良資金助成法の融資条件による。

平成14年度青森県林業改善資金特別会計予算

平成14年度青森県林業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,998千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	合計		214,998
1	貸付勘定収入	金	210,000
1	繰上	千円	66,102
2	繰上	千円	143,898
2	業務勘定収入	金	4,998
1	繰上	金	3,904
2	繰上	金	1,091
3	繰上	金	3
歳入	合計		214,998

平成14年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成14年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,086千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	歳入	歳入
款	項	金	金額
1 貸付勘定収入	1 貸付勘定収入	130,000	千円
2 諸収入	2 諸収入	7,134	
3 繰越収入	3 繰越収入	113,263	
4 国庫支出	4 国庫支出	3,201	
2 業務勘定収入	2 業務勘定収入	6,402	
1 繰越収入	1 繰越収入	3,086	
2 繰越収入	2 繰越収入	3,083	
3 諸収入	3 諸収入	1	
		2	
歳入合計	歳入合計	133,086	
歳出	歳出		
款	項	金	金額
1 貸付勘定	1 貸付勘定	130,000	千円
1 沿岸漁業改善資金貸付金	1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000	
2 業務勘定	2 業務勘定	3,086	
1 取扱事務費	1 取扱事務費	3,086	
歳出合計	歳出合計	133,086	

平成14年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成14年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院	
(1) 病床数	730床
(2) 年間患者数	597,837人
イ 入院患者数	241,607人

ロ 外来患者数	356,230人
(3) 一日平均患者数	
イ 入院患者数	662人
ロ 外来患者数	1,454人
(4) 建設改良	
イ 病院工事	607,608千円
ロ 資産購入	562,000千円
2 青森県立つくしが丘病院	
(1) 病床数	350床
(2) 年間患者数	137,740人
イ 入院患者数	118,260人
ロ 外来患者数	19,480人
(3) 一日平均患者数	324人
イ 入院患者数	80人
ロ 外来患者数	
(4) 建設改良	
イ 病院工事	5,028千円
ロ 資産購入	12,819千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収入	支出
第1款 中央病院事業収益	15,303,203千円
第1項 医業収益	13,534,037千円
第2項 医業外収益	1,769,166千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	2,268,837千円
第1項 医業収益	1,649,351千円
第2項 医業外収益	619,486千円
支出	
第1款 中央病院事業費用	16,306,912千円
第1項 医業費用	15,712,997千円

第2項 医 業 外 費 用		590,915千円		
第3項 予 備 費		3,000千円		
第2款 つくしが丘病院事業費用		2,430,225千円		
第1項 医 業 費 用		2,381,773千円		
第2項 医 業 外 費 用		47,452千円		
第3項 予 備 費		1,000千円		
(資本的収入及び支出)				
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	収 入			
第1款 中央病院資本的収入		2,687,544千円		
第1項 負 担 金		1,540,544千円		
第2項 企 業 債		1,147,000千円		
第2款 つくしが丘病院資本的収入		202,041千円		
第1項 負 担 金		190,041千円		
第2項 企 業 債		12,000千円		
出 支				
第1款 中央病院資本的支出		2,687,544千円		
第1項 建 設 費		1,169,608千円		
第2項 債 還 金		1,517,936千円		
第2款 つくしが丘病院資本的支出		202,041千円		
第1項 建 設 費		17,847千円		
第2項 債 還 金		184,194千円		
(企 業 債)				
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起債の目的	限 度	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	1,147,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通条件による。その場合は、知事が借入先と協議の上決定した場合により年限変更、繰上償還又は借

県立つくしが丘病院 12,000 換することができる。  
医療器械整備事業

計 1,159,000 / / /

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 9,664,818千円
- (2) 交 際 費 527千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 院内保育事業運営費に係る県費補助金 32,677千円
- (2) 救急現場医療確保事業費に係る県費補助金 9,612千円
- (3) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 13,755千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,385,787千円と定める。

平成14年度青森県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成14年度青森県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事 業 量
- イ 年間販売電力量 43,022,000キロワットアワー
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入